

序 文

本論文集は、2020年4月から2024年3月まで、4年間にわたり行われた共同研究班「近現代中国の制度とモデル」（班長：村上衛）の成果報告論文集である。本研究班は「近現代中国における社会経済制度（2012～2015年度）」・「転換期中国における社会経済制度（2016～2019年度）」という、二つの「制度」を探究する共同研究班を引き継ぐものである。本研究班発足にあたり、その目的については以下のように記した。

本研究班では長期の歴史の中で生成し、社会・経済を規定してきた慣習・常識・規範・秩序・行動パターンといったものを「制度」とみなす。本研究班では、実証研究をベースにしつつ、中国近現代の社会・経済変動と中国人・外国人の接触にともなう摩擦のなかで浮かび上がる社会・経済制度をとらえ、そのモデル化を行う。そのモデルを、日本・インド・ヨーロッパなどの他地域のモデルと比較し、中国の制度の特性あるいは他地域との共通性を明らかにする。この作業を通じて、中国近現代史の立場から日本における比較制度史研究を進展させ、研究成果を国内外に発信していくことが本研究班の目的である。

以上の目的を記した時には予想もしなかったが、本研究班開始直前の2020年1月より新型コロナウイルスの感染拡大が進み、このパンデミックとそれをめぐる世界的な混乱は、「制度」を考えることの重要性をあらためて示した。

中国においては1月下旬、武漢市や湖北省において「封城」といわれる大規模なロックダウンが始まったが、それはアヘン戦争時の「漢奸対策」として行われた「封港」（港湾封鎖）や⁽¹⁾、清代の「遷界令」、明代における「海禁」といった、中国の王朝政府が「外敵」に直面した時に、「外敵」と沿海の人々の接触を容赦なく断ち切るという「行動パターン」を想起させた。同時に、中国とは程度は異なるものの、感染対策としてのロックダウンは世界各地で行われ、中国の歴史的「制度」は感染対策としては常道であり、かつ普遍的で

(1) 拙著『海の近代中国——福建人の活動とイギリス・清朝』名古屋大学出版会、2013年、119–126頁。

あることも示した。

一方で、世界各地の「制度」、あるいは人々の「行動パターン」を十分に理解しないまま、WHO・メディア・各国政府は世界で一様な感染対策を推奨あるいは実施した。そうした対策の一部は、多様な世界各地の「制度」にそぐわないように思われ、実際、各地で混乱を招いていた。

その後の各国の感染対策も「制度」に左右され、また「制度」を利用したものとなり、結果的に世界各地の「制度」をあぶりだすことにもなった。日本政府の感染対策は、「緊急事態宣言」と名づけてはいたものの、法的強制力のない「自粛」という形をとり、他人の目を非常に気にしながら行動するという日本人の「行動パターン」を利用したものとなった。それが感染拡大防止に一定の効果をもったことは事実であるが、そうした「行動パターン」を助長することで、さまざまな抑圧を生んだことも間違いない。

一方で、中国においては感染が再拡大すると、長期間にわたって強制力の強いロックダウンが行われた。しかし、それによって生じた損失に対する政府からの金銭的補償はほとんどなかったし、ロックダウンに際しては住民管理のための居住単位である「社区」をフルに活用した⁽²⁾。政府が補償をせず人々の「自力救済」にまかせることや、「社区」に業務を「委託」する中国政府の方針は⁽³⁾、末端を直接統治しないで、「自力救済」に任せ、さまざまな業務を地縁・血縁団体や有力者に委託する中国の「伝統的」な「行動パターン」と類似しているといえよう。

現在の中国では、中央政府の財政規模が拡大したうえ、政府の支配が末端に及ぶようになっているにも関わらず、過去と同じような政策が何故繰り返されるのだろうか。中国に限らず「制度」を成り立たせているものを一つ一つ突き止めて、その形成過程を明らかにする作業が重要である。そこまでときほぐすことによって、望ましくない、時代に合わない「制度」を改善していく方法を提起できるのだろう。制度研究の意義はここにあると考える。

さて、この感染拡大によって世界が大混乱に陥る中、研究班は若干遅れて5月に始まったが、こちらは大きな混乱もなくオンラインに切り替えることできた。研究班のメンバーは100人を超え、4年間で67回の研究会を開催し、のべ2,489人の参加を得た。参加者数の平均は37.1人で、「コロナ」前の対面のみの時期と比較すると10人以上増え、国内の遠方

(2) 武漢のロックダウンにおける社区の役割については以下を参照。飯島渉「中国武漢市のロックダウンと「社区」——COVID-19対策におけるコミュニティの問題」『社会経済史学』89巻2号、2023年。

(3) 湖北省の感染対策当局が出した通知では感染症対策について社区が実施責任を負うことになっていた。同上、35頁。

の地域や、海外からの参加者を得ることができた。一方で、対面で議論することの重要性もあらためて認識した。

研究班は隔週金曜日の午後2時に開始し、報告1時間半、休憩をはさんで討論1時間半といった形で行われることが多かったが、議論が盛り上がり6時近くになってようやく切り上げることも何回かあった。その後、オンライン形式も含め、懇親会で議論を深めたことはいうまでもない。

コメンテーターの方には周到なコメントをご用意いただき、特に若手の研究報告においては、適切な指針を示していただいた。多忙のなか、時間を割いて積極的に参加された皆様には感謝申し上げたい。研究班の詳細については巻末の開催記録を参照されたい。

研究班を通じた海外の研究者との学術交流という点では、人文科学研究所などが受け入れていた陳瑤（中国・廈門大学）、李培徳（香港・香港大学）、楊奎松（中国・華東師範大学）、Robert Bickers（イギリス・ブリストル大学）の各氏には研究班に参加していただくとともに、報告を行っていただいた。中国語圏・英語圏の第一線の研究者の報告は研究班にとってたいへん刺激的であった。

本研究班の活動と関連して、現代中国研究センターは以下のようなシンポジウム・合評会・講演会などを開催した。

2020年8月22日 合評会 岩井茂樹著『朝貢・海禁・互市——近世東アジアの貿易と秩序』。評者：城地孝（同志社大学）、橋本雄（北海道大学）、松方冬子（東京大学）

2020年10月31日 シンポジウム「中国学研究と翻訳」 報告者：Joshua A. Fogel（カナダ・ヨーク大学）、伊藤真（翻訳家）、楊韜（仏教大学）

2021年9月7日 合評会 狭間直樹著『近代東アジア文明圏の啓蒙家たち』。評者：岡本隆司（京都府立大学）、坂元ひろ子（一橋大学）、森川裕貫（関西学院大学）

2021年11月6日 「東西合同合評会 中共一百年」（石川禎浩著『中国共産党、その百年』・高橋伸夫著『中国共産党の歴史』 評者：中兼和津次（東京大学）、丸田孝志（広島大学）、金野純（学習院女子大学）、鈴木隆（愛知県立大学）

2022年3月19日 合評会 小野寺史郎著『戦後日本の中国観』 評者：馬場公彦（中国・北京大学）、竹元規人（福岡教育大学）

2022年3月25日 合評会 岡本隆司編『交隣と東アジア——近世から近代へ』 評者：木村拓（鹿児島国際大学）、酒井裕美（大阪大学）、古結諒子（名古屋工業大学）、村上衛

2022年9月8、15、22、29日 人文研アカデミー「近現代中国研究の最前線」

小野寺史郎「京大人文研の近現代中国研究の歴史」

村上衛「中国経済の特徴は何か——中国近代史から考える」

都留俊太郎「台湾独立とは何か——ことばの歴史から考える」

石川禎浩「毛沢東と田中角栄の会談——国交正常化50周年にあたって振り返る」

2023年3月5日 中共百年史書評会（石川禎浩著『中国共産党、その百年』・高橋伸夫著『中国共産党の歴史』） 評者：楊奎松、谷川真一（神戸大学）、丸川知雄（東京大学）

2023年3月30日 「アカデミズムとジャーナリズムのあいだ——安田峰俊氏と語る」 評者：萩恵里子（京都府立大学）、小堀慎悟（名古屋外国語大学）、比護遙（京都大学・院） 討論者：望月直人（琉球大学）、村上衛

2023年7月29日「清末の三巨頭と中国」（岡本隆司著『曾國藩——「英雄」と中国史』・『李鴻章——東アジアの近代』・『袁世凱——現代中国の出発』合評会） 評者：飯田洋介（駒澤大学）、瀧井一博（国際日本文化研究センター）、山崎岳（奈良大学）、石川禎浩

2023年10月7日 講演会 龍登高（中国・清華大学）「近代中国土地権利的分配 検閲と解釈——基於土改普查数拠的新發現」

2024年2月2日 香港史に関するラウンドテーブル Robert Bickers、Vivian Kong（イギリス・ブリストル大学）、

2024年3月29日 講演会 馬駿（フランス・モンペリエ第3大学）「1914と近代中国政治軌跡」 討論：楊韜

これらの合評会・講演会などの開催によって、テーマを絞った報告の多い研究班よりも広い視野をもった議論を行うことができた。開催にあたっては、準備段階から多くの皆様のご助力を得た。

以上のように、本研究班および合評会・講演会などを通じて、中国近現代史に関わる様々なテーマの議論を深めることができた。その成果として、本書は、本研究班の課題と関わる多様なテーマの論考12本を得ることができた。そこで経済編、政治・外交編、社会・文化編に分け、対象としている時代順に配列した。

第一部の経済編では、①村上衛「清代山西の貨幣と経済——寺廟への寄付事例より」が山西省の寺廟の碑刻資料に記載された寄付者と寄付額のデータを分析した。その分析から、山西省の農村部の末端近くにおいて1770年代以降に、銀両建てから銅銭・銀両建てへと変化したこと、19世紀前半に銀建てが減少したことを確認し、全国的な貨幣の偏在についてのモデルを示した。また、寄付者層を主に華南沿海地域の事例と比較しつつ、19世紀における商工業者の寄付者集団の拡大をみてとり、格差の拡大の有無についても見通しを呈示した。

②本野英一「1920年代上海会審公廨の債権回収機能低下——米中商事裁判を中心に」は、1920年代に上海会審公廨で審理が行われた在華アメリカ企業が華商・華人企業経営者を相手取って起こした12件の債権回収訴訟を詳細に分析した。そして、在華イギリス・アメリカ企業が地位も財産もある華人を經理・保証人にし、彼らの資産を差し押さえることで成り立っていた会審公廨機能の債権回収機能が低下したとし、それゆえにイギリス政府が率いる列国外交団は南京国民政府に会審公廨の返還を認めたとする。

③田口宏二郎「登機の時代（3）——南京土地登記文書からみる「所有権」」は、先行する「登記の時代（1）」・「登記の時代（2）」をふまえつつ、台湾の国史館所蔵の南京市街地土地登記文書を分析した。まず、定量的分析で19世紀末から1930年代にかけての土地不動産の平均保有年数を二十数年とする暫定的な結果を導くとともに、土地登記事業において問題となった要素として契拠の物理的断片化、異姓間の継承、土地不動産に張り付く重層的諸権利を指摘し、南京市の地政と登記実務プロセスとの関係を明らかにした。さらに、帝制期中国における土地制度の全体構造およびメカニズムそのものを復元し、ここから比較史のプラットフォームを構築すべきだとしている。

④富澤芳亜「「ドイツ商」遠東鋼絲布廠（Far East Card Mfg. Co.）」は、中国最初の針布工場である中独合辦の合股企業である遠東鋼絲布廠の1930～48年の活動を明らかにした。遠東は優れた針布を提供することで、中国の各種紡績業の成長に重要な役割を果たした。日中戦争開始後は中国企業を日本軍の占領・接収から保護するとともに、中国籍汽船を保護し、日本軍の海上封鎖を突破して国民政府への協力を行う一方で、日本人との協力で自社の安全を確保した。戦後は「敵偽産」であるドイツ資産として国民政府に接収されて半官半民の中機公司に編入された。その接収に法的根拠はなかったが、中機公司は遠東の経営を続けた。

⑤関藝蕾「日中戦争期重慶における民間企業の福利厚生共同運営——猫兒石職工福利社を事例に」は、日中戦争期の国民政府統治下の重慶における中小企業の福利厚生に着目した。国営企業の労働者がもつ兵役猶予の特権により、労働者獲得競争で不利な立場にあった中小民間企業は、工場集積という条件を活かし、自発的に協力して共同経営の福利厚生制度を作り上げることによって、労働者の生活条件を改善し、熟練労働者の定着を図ったとする。

経済編のうち①は大量のデータの利用によって制度の生じる背景としての貨幣の流通モデルや格差の問題に取り組んでいる。②はまさに欧米の制度と中国の制度の接するところに生まれた会審公廨の役割を検討し、その制度変容をあぶり出したものである。③は詳細な文書分析によっていかなる制度のもとで文書が生成されたのかを明らかにし、既存の制

度分析の問題点を指摘するとともに、比較史の方法論を提起している。④は具体的な中独合辦企業の分析から、中国・外国の制度の狭間に生まれた企業や企業人の有り様、「行動パターン」を示す。⑤は福利厚生という西欧由来の制度の中国への導入における適応のあり方を示している。

第二部は異なる制度の交わるところで生じる政治・外交の問題を扱う。⑥村尾進「『澳門記略』と両広総督百齡の上呈「絵図貼説」——広東体制の論理と領域」は広東体制の機能のうち、省城広州・澳門とそれを隔てる空隙の機能を対象として、澳門海防同知衙門創設時の同知二人による著作『澳門記略』（1751年刊行）に即して体制の背後にある漢人読書人層の論理を詳細に辿る。さらに、その後の日本の情報を参照しつつ進められた広東体制の領域形成のプロセスを再構成したうえで、第二次澳門占領事件（1808年）の後に両広総督となった百齡が嘉慶帝への奏摺（1809年6月）に添付した「絵図貼説」が、外在的俯瞰を排した漢人読書人層の一人称内在的観点で描かれたとする。

⑦岡本隆司「琉球「両属」の研究——清朝の動向に着眼して」は、「琉球処分」をめぐる日本・琉球・清朝の交渉でその是非が争われた「両属」の概念とその係争過程を問い直す。そもそも19世紀後半まで「両属」概念は存在せず、1872年の日本の琉球藩王冊封を機に「両属」は日琉が用いる術語概念となる。日本政府の琉球内地化の動きに対して清朝の駐日公使何如璋が対抗しようとするが、何如璋の活動や琉球の欧米諸国あて「嘆願書」の分析から明らかになったのは、清朝が「両属」状態に「疎遠」であったことであり、また「伝統」vs「近代」のような二項対立の見方では割り切れない当事者の認識・観念であった。

⑧望月直人「其理似尚未備——曹廷杰『万国公法釈義』における『万国公法』の儒学的再解釈について」は、清末中国読書人による国際法の儒学を用いた再解釈の実例として、曹廷杰が『万国公法』に対して独自に注釈を行った『万国公法釈義』（1901年刊行）を分析する。そこでの「公法」とは、「聖君・賢相・達人・名師」が「公議」によって示すところの「情」と「理」に基づき、実用に適した「公議」に合致する規範とされた。それは、清朝中国に対して国際法が現行法でないなかで、清朝中国の官僚・士大夫に対して「公法」が清朝および「万国」が従うべきものであると説得するためであったとする。

⑨箱田恵子「20世紀初頭の中国における仲裁裁判観——澳門勘界交渉（1909年）を例に」は澳門勘界という領土・領海に関わる事例をもとに、外務部や外交官の海牙公断（ハーグ常設仲裁裁判所）に対する議論を分析する。清朝外交官が法的な観点から仲裁裁判を捉えたのに対して、仲裁裁判を過度に道義的に捉えるイメージが広東社会に広がっており、「公理」をもって「強権」に対抗するのが「公断」ということになっていたため、中国の「公理」は「強権」の論理に基づく仲裁裁判では実現できないという理解に繋がり、広東社会

の反発を理由に海牙公断への付託を拒否することになったとする。

第二部のうち⑥は、異なる制度を隔てる空間が如何に形成されるのかを丁寧に描くものであり、対象は西洋であるが、⑦の「疎遠」の背景ともなる。⑦で扱われる議論は、まさに清朝官僚の「行動パターン」が生み出した制度的な疎遠が背景にあり、制度の違いが認識の違いに結びつくことを示す。⑧は異なる制度下で生み出された法制度を如何に導入するかという点から中国の官僚・士大夫の「行動パターン」をあぶり出している。⑨は欧米の制度を背景とする仲裁裁判に対する見方から、その後の中国の「行動パターン」の背景となる概念の形成を見通している。

第三部は、社会・文化を扱う。⑩瞿艷丹「清代中後期における女性知識人の生き方——陳爾士家族を中心に」は、清代の女性知識人陳爾士が残した家書を中心資料としつつ、陳爾士の生涯を検討し、次いでその家族（銭氏）の女性成員の復元からその婚姻ネットワークを解明してその文学や史学の伝統が女性の家庭成員にも引き継がれたとした。そのうえで陳爾士の作品である『聴松樓遺稿』が陳爾士の死後にすぐ刊行され、広い範囲で流通し、経学も論じているとして高く評価されたとしている。

⑪莊帆「戦後華南の郷・保と地域社会（1945～1949）——広東省南海県民国档案から」は日中戦争後の広東省南海県の郷鎮の併合が引き起こした紛争を档案から分析する。「郷」の実質は宗族連盟や村落連盟などの地域支配を担った共同体であったとし、「保」の実質は自然村や宗族、宗族の房・支が保を利用して自身の権利を守ったり拡大したりする装置で、「郷」と同様の地域支配をになった共同体であったとみなした。そして保には鄉村社会の旧秩序が維持されたが、保長は県や省の権力を用いて郷長に抵抗することもあり、国家は農村社会にとって単なる侵入者ではなく、行動者が利用できる一種の政治的資源であったとする。

⑫呉孟普「戦後台湾の抽象絵画をめぐる「制度」的言説——『聯合報』にみる五月画会と東方画会の展覧会について」は戦後台湾の抽象絵画ブームを牽引した五月画会と東方画会という二つの絵画団体の活動を積極的に紹介した大手紙『聯合報』を中心とする美術記事を分析し、抽象絵画ブームの背景には両画会やそれを支援する評論家達が新聞や雑誌を舞台にして抽象絵画を擁護する論陣を張っていたことが大きく、戦後台湾の画壇では「言説」が大きな役割を果たしたとする。

第三部のうち⑩は、女性知識人の行動様式のみならず、士大夫の子女の教育に於ける女性の役割の重要性など、これまでにない女性知識人という方向性から制度形成の背景を明らかにしている。⑪は国家と地域社会の双方のせめぎ合いの中で秩序が形成されてくる姿を描いている。⑫は、画壇を成り立たせている制度である新聞・雑誌と画会の関係とその

変容を描いている。

このように、本書は制度を様々な方向から浮かび上がらせる論文を得ることができた。しかしながら、近年の校務負担の増大などの多忙もあり、本書に寄稿を予定されていたが、掲載するに至らなかった方も多かった。余裕を持った刊行スケジュールを組むことができなかったのは班長の責任である。

本研究班はその最終的な目的とするところが他地域との比較であるが、研究班の報告はどうしても実証的な報告になりがちで、そのままでは比較史にならないことが多い。そこで、中国とインドの比較史創生を目的とする、科学研究費基盤研究（A）「中印比較史の創生——データベースに基づく総合的研究」（研究代表者：村上衛）に基づく共同研究とリンクする形をとった。当該科研の中国史側メンバーの多くは本研究班の班員でもあり、本研究班における報告やコメントを担当していただいた。

また、その成果は、社会経済史学会第90回全国大会 パネル・ディスカッション⑤「転換期中国・インドにおける資源配分——土地・労働力・航運」（2021年5月16日）および世界経済史会議2022年大会（パリ）におけるパネル“Resource Distribution in the Mega-states with Small Governments: A Comparison between China and India, 1750–1950”（2022年7月28日）などにおいて公表してきた。本研究班の目的である他地域との比較とその国内外における発信という点でも、一定の成果を示すことができたと考える。

先述のように本研究班は開始早々、zoomでのオンラインで開催され、その後、対面での開催が可能になった後でも、対面とオンラインの併用という形で開催されてきた。2020年1月に助教として赴任した都留俊太郎氏（2023年10月離任、現中央研究院台湾史研究所助研究員）には、すぐにオンライン開催の準備を担当していただいた。都留氏と現代中国研究センター長である石川禎浩氏の的確な準備がなければ、機械音痴の私がオンラインあるいはハイフレックス方式の研究班を開催し続けることはできなかっただろう。研究班の開催にあたってはこのほか、瞿艷丹氏（京都大学非常勤研究員）・谷雪妮氏（京都大学非常勤研究員・現北京師範大学講師）・手代木さづき氏（京都大学大学院文学研究科院生）、都留氏退職後には孟奇氏（京都大学大学院文学研究科院生）にも研究班開催をお手伝いいただいた。このほか、研究班の準備・撤収を含め、多くの班員のみなさまの支援をいただいた。あらためて感謝申し上げたい。

本研究班の期間には、本研究班と関わる先生方の訃報に接した。本研究センターは2007年4月に大学共同利用機関法人 人間文化研究機構（NIHU）と京都大学の連携研究事業として設立され、期間中に2名の客員教員を措置されたが、2017年10月に客員准教授を退職されてまもない武上真理子氏が亡くなられたのに続き、2020年5月にはその前任者であっ

序 文

た袁広泉氏（江蘇師範大学副教授）が亡くなられた。これまで日本の近代史研究に関わる翻訳を精力的に行ってきた袁氏の急逝は、あらためて日本の中国近現代史研究の中国での発信における貢献の大きさを痛感させるものであった。

2022年3月には、人文科学研究所の中国近現代史研究をリードし、現代中国研究センターの創設に力を尽くされた森時彦先生の逝去の報に接した。2001年11月に人文研に助教として赴任して以来、森先生には研究班の運営についても多くを学ばせていただいた。また2012年4月に研究班を初めて組織した際に、ご支援してくださった先生がたの多くは、旧森班のメンバーであった。

「近現代中国の制度とモデル」班に至る研究班活動を続けてこられたのも、森先生、武上氏、袁氏をはじめ、みなさまに支えていただいたおかげであり、あらためて感謝するとともに、微力ながら、後継研究班である「中国社会経済制度の再定位」研究班を少しでも意義あるものにしていきたいと思う。

本書の編集にあたっては、田口宏二郎氏、木越義則氏にご尽力いただいた。また、査読は班員以外の方を含む先生方をお願いした。多忙のところ、丁寧に査読していただいた先生方には厚く御礼申し上げたい。

本書に収めるすべての論文については、本書刊行後にそのPDF版を人文科学研究所附属現代中国研究センターのホームページと、京都大学学術情報リポジトリ（KURENAI）上で公開する予定である。

本書の印刷・刊行にあたっては、人文科学研究所の実施する全国共同利用・共同研究「人文学諸領域の複合的共同研究国際拠点」の事業に係る刊行物の出版助成を得た。記して謝意を表す。またこの報告書は、先述の科学研究費基盤研究（A）「中印比較史の創生——データベースに基づく総合的研究」（課題番号21H04361）の成果の一部である。

2024年11月14日

人文科学研究所附属現代中国研究センター

村 上 衛